

時間外労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
休日労働

様式第9号の7 (第70条関係)

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 (電話番号) | | | |
|---|-------|--------------------|--------|---------------|-------------------|
| 時間外労働をさせる具体的な事由 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定労働時間 | 延長することができる時間数 | |
| | | | | 1日 | 1日を超える一定の期間 (起算日) |
| ① 下記②に該当しない労働者 | | | | | |
| | | | | | |
| ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | | | | | |
| | | | | | |
| 休日労働をさせる必要のある具体的な事由 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定休日 | 労働させる休日 | 期間 |
| | | | | 並びに始業及び終業の時刻 | |
| 決議の成立年月日 年 月 日 委員会の委員数 () 人 | | | | | |
| 委員の氏名 推薦に基づき指名された委員 | | | | | |
| | | | | | |
| 決議は、上記委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである。 委員会の委員の半数の推薦者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の 委員会の委員の半数の推薦者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 () | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 使用者 職名 氏名 | | | | | |
| 労働基準監督署長 殿 | | | | | |

委員会の委員の半数の推薦者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の
 委員会の委員の半数の推薦者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

使用者 職名 氏名

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について決議をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄に入れたっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であって、1日についての延長することができる限度となる時間を記入すること。
 - (2) 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、決議で定められた1日を超えて3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度について、その上欄に当該決議で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができるもの並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 「推薦に基づき指名された委員」の欄には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の規定による手続により選出された者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な決議とはならないことに留意すること。